



# 幼児教育・保育の無償化とは？



## ■ 無償化の内容 ■

### ① 幼稚園、認可保育園、認定こども園の利用者負担額

- ◆ 3～5歳児クラスの全ての子どもの利用者負担額が無償化
  - ◆ 0～2歳児クラスの保育の必要な子どもは、住民税非課税世帯が無償化
- ・新制度未移行（私学助成）幼稚園については、月額25,700円まで無償となります。
  - ・幼稚園、認定こども園（教育利用）については、満3歳から無償化の対象となります。
  - ・給食費やおやつ代のほか各園で徴収する実費徴収費用は、無償化の対象外です。

### ② 幼稚園、認定こども園の預かり保育

- ◆ 保育の必要な3～5歳児クラスの子どもの利用料が、450円×利用日数の金額（月額11,300円が上限）を無償化
- ・住民税非課税世帯の保育の必要な2歳児クラスの満3歳児は利用料が、450円×利用日数の金額（月額16,300円が上限）を無償化。

### ③ 認可外保育施設、一時預かり事業など

- ◆ 保育の必要な3～5歳児クラスの子どもで、認可保育園等を利用していない場合<sup>(※1)</sup>、利用料が月額37,000円まで無償化

(※1) 認可保育園、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育事業、地域型保育事業を利用している場合  
認可外保育施設、一時預かり事業などの利用料は、無償化の対象となりません。

[ただし、一定基準（平日8時間、年間200日以上）の預かり保育を実施していない幼稚園、認定こども園（教育利用）を利用して  
いる場合は、②と合わせて月額11,300円（住民税非課税世帯の2歳児クラスの満3歳児は月額16,300円）まで無償となります。]

- ・0～2歳児クラスの保育の必要な住民税非課税世帯の子どもは、月額42,000円まで無償となります。

## ■ 認定の手続き ■

- ◆ 無償化の対象となるためには、認定申請書の提出が必要です。

- ・①のみを利用する場合は、手続きの必要はありません。

※ただし、新制度未移行（私学助成）幼稚園、国立幼稚園をご利用の方は施設等利用給付認定の申請が必要です。

②、③を利用する場合は保育の必要な世帯が対象となります。★保育の必要性（裏面参照）の認定事由に該当する場合は、無償化の対象となる希望日までに、施設等利用給付認定申請書（2、3号）を市へ提出してください。

# ★保育の必要性について

保育の必要性とは、保護者それぞれが就労、妊娠・出産、親族の介護などの保育を必要とする事由に該当することをいいます。

- 保育の必要性の確認のため、保護者の就労証明書等を施設等利用給付認定申請書（2、3号）に添付して、提出してください。

保育の必要性の認定事由	提出書類	添付必要書類
就労（48時間／月以上）	・就労証明書	自営業の場合は帳簿、納品書、領収書など概ね3か月以内のものを3枚以上（開業届、確定申告書の写しは不可）（法人化されている場合、添付書類は提出不要）
妊娠・出産		親子手帳の保護者名と分娩予定日のわかるページの写し
疾病・障害	・保育利用事由申告書【2出産、病気、障害、介護（看護）の人】	疾病：疾病負傷証明書（就園管理課の様式） 障害：障害者手帳等の写し
介護・看護		保育利用申込等に係る確認願と介護や看護が必要な状況がわかるもの（介護保険証、障害者手帳、医師の診断書等の写し）
求職中	・求職活動状況申告書	
就学・就学予定	・保育利用事由申告書【1就学、就学予定の人】	在学証明書（就学）または合格通知書（就学予定）と時間割等の写し
育休復帰予定 育休中（※2）	・就労証明書	

（※2）育休中に新規で利用を開始し、利用開始月の翌月中に育休復帰を予定していない場合、保育の必要性の認定事由に該当しません。

## ■ 給付の手続き ■

（新制度未移行（私学助成）幼稚園を除く。）

- ◆ 幼稚園等の預かり保育、認可外保育施設、一時預かり事業を利用し、無償化のための給付を受けるには、請求書の提出が必要です。

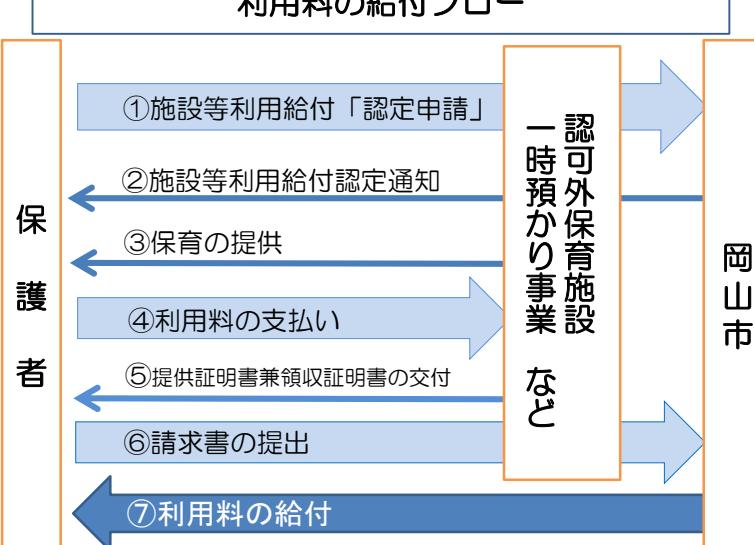
- 利用料は、保育施設等へお支払いください。
- 保育施設等が発行する提供証明書兼領収証明書を添付し、請求書（※3）を市へ提出してください。
- 年4回（3か月分をまとめて）、保護者の口座へ振り込みます。

### 利用料の給付フロー

（※3）請求書はご利用中の保育施設等、市の窓口（就園管理課、各福祉事務所）または、市のHPから入手できます。

利用月	請求締切日（※4）	振込日
4月～6月	7月25日	9月17日頃
7月～9月	10月25日	12月17日頃
10月～12月	1月27日	3月17日頃
1月～3月	4月25日	6月17日頃

（※4）25日が土・日・祝日の場合は、直後の開庁日が請求締切日となります。



問い合わせ先

就園管理課

認定について  
給付について

☎ 086-803-1432  
☎ 086-803-1431